

2026年4月1日

元気アップこものスポーツクラブ会員各位

特定非営利活動法人

元気アップこものスポーツクラブ

## 元気アップこものスポーツクラブ見舞金制度のご案内

### 記

当クラブの会員は当スポーツクラブの管理下(※1)において行う、スポーツ及び行事参加中に発生したケガ及び特定疾病(※2)を下記の内容で補償いたします。

尚、既往症に関しては当スポーツクラブ会員登録より継続して3年経過後発生した特定疾病を補償いたします。

補償内容		補償金額	
ケガまたは 特定疾病で	入院したとき	1日につき	<b>3,000</b> 円
	手術を受けたとき	1回の手術につき	<b>3・6・12</b> 万円
	後遺障害が残ったとき	障害の程度に応じて	<b>12～300</b> 万円
	通院したとき	1日につき	<b>2,000</b> 円
	死亡されたとき		<b>300</b> 万円

(元気アップこものスポーツクラブ災害補償規定抜粋)

※1 当スポーツクラブの管理下とは

- ・ 当スポーツクラブの活動計画に基づき、指導監督の指示に従って行う行事・スポーツ教室等。  
(単独で行う行動や練習は含みません。)

※2 特定疾病とは

- ・ 急性虚血性心疾患 (いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患
- ・ くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
- ・ 細菌性食中毒・日射病及び熱射病等 (熱中症)・低体温症・脱水症

以上